

県南広域振興局長告示第 64 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 86 条の 2 第 1 項の規定により、公告対象区域内における同一敷地内建築物以外の建築物を次のとおり認定した。

平成 18 年 7 月 4 日

県南広域振興局長 酒 井 俊 巳

- 1 申請者の住所及び氏名（名称） 奥州市水沢区佐倉河字羽黒田 74 番 1 株式会社 トキワ 代表取締役社長 千葉 玉士
- 2 認定年月日 平成 18 年 6 月 8 日
- 3 対象区域及び建築物の位置
 - (1) 対象区域 奥州市水沢区佐倉河字東沖ノ目 108 番 1、108 番 2、108 番 3、109 番 1、109 番 2、110 番 1、111 番 1、112 番 1、112 番 1、112 番 2、113 番 1、114 番 1、115 番 1、116 番 1、117 番 1、117 番 2、118 番 1、118 番 2、118 番 3、119 番 1、119 番 2、120 番 1、120 番 2、120 番 3、121 番 1、121 番 2、122 番、123 番、124 番、125 番、126 番 1、126 番 2、126 番 3、126 番 4、127 番、128 番、129 番、130 番 1、131 番 1、135 番、136 番 1、136 番 2、137 番、138 番、139 番、140 番、141 番、142 番、143 番、144 番、145 番及び 146 番並びに字羽黒田 2 番 1、4 番、5 番、6 番、7 番、8 番、9 番、10 番、11 番、12 番、13 番 1、35 番 1、36 番 1、37 番 1、38 番 1、39 番 6、40 番 1、41 番 1、42 番 1、43 番 1、89 番、90 番 1、90 番 2、91 番 1、91 番 2 及び 92 番
 - (2) 建築物の位置 別紙図面のとおり。

備考 「別紙図面」は、省略し、県南広域振興局土木部に備えておいて縦覧に供する。